

# 補助金等の見直しについて

「よりよい補助制度を目指して」

～補助金等見直し基準～

平成19年 6月

茨木市補助金見直し庁内検討委員会

## はじめに

補助金については、地方自治法において、「地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができる」と定められています。市町村が税金をもって支援できる「公益性」の範囲は、“受益者を限定せず、広く住民福祉の向上と利益の増進につながるもの”に限られます。

補助金は、一度交付すると既得権化されやすい傾向にあり、見直しに当たっては、公平性の確保と公益性の有無や効果等を判断するための基準を作成し、全庁的な見直しを行うことが必要であります。

昨年の5月に健全で効率的な行財政運営システムの構築を目指し策定された『茨木市行財政改革指針』における取組事項として、「補助金等の整理合理化」が掲げられ、今般「補助金等の整理合理化」を全庁的かつ効率的に行うため、「茨木市補助金見直し庁内検討委員会」を設置しました。

委員会は、公平性及び公益性の観点から、市民の目線に立った補助金の見直しを行うことを基本に「見直し基準」を作成し、既存の補助金等の点検と、その結果に基づく今後の方向性を示すとともに、新たな補助金に対する考え方や「協働」の視点に基づく補助制度の創設等について、提言をまとめました。

この報告書に基づく取組が、単なる「補助金交付事務」の適正化だけでなく、公益的な事業を行う団体の活動と身近な問題を自らの力で解決していこうとする市民活動の促進を図り、市民との「協働」を基本に、時代に対応した公平で公益性のある“よりよい補助制度”の確立の第一歩となることを期待します。

## 目次

	頁
1 見直しの経過と課題 .....	2
2 見直しの背景と目的 .....	2
3 見直しの基本的な考え方 .....	2
4 既存の補助金の見直しについて .....	2 ~ 4
5 新たな補助金に対する考え方 .....	5
6 よりよい補助制度を目指して .....	5

### 《資料》

資料1 『補助金分類判断基準シート』 .....	6
資料2 『団体補助金点検シート』 .....	7 ~ 8
団体補助金点検シートの記載要領	
資料3 『補足内容記述シート』 .....	9

1 見直しの経過と課題

補助金（交付金を含む。）については、予算編成において効果や必要性等を十分精査することを基本に見直しを行ってまいりましたが、多種多様にわたる補助金を個別に見直す方法では十分に効果が上がらない状況が続いています。

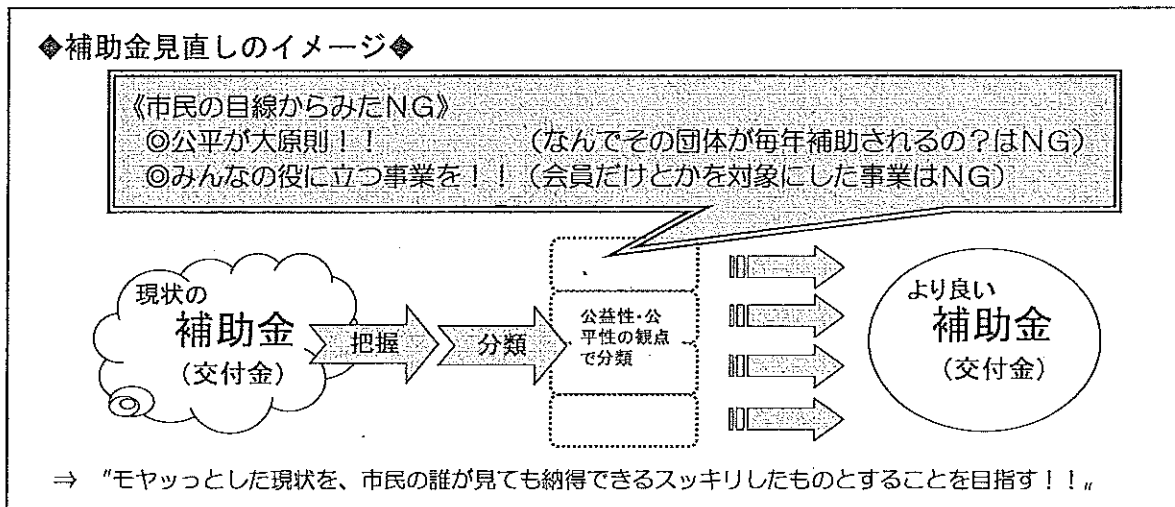
過去には、全庁的な取組として補助額の一律カットを行いました。個々に補助金の内容にまで踏み込んだ見直しはできないまま、今日に至っています。

2 見直しの背景と目的

地方分権が進む中、よりよいサービスを提供し続けるには、健全で効率的な行財政運営システムの構築が不可欠であり、それを確立すべく『茨木市行財政改革指針』が策定され、その中における「補助金等の整理合理化」に取り組むこととなりました。公平性及び公益性の観点に基づいた既存の補助金の評価・点検や、公益的な事業を行う団体の活性化等を図る新たな補助制度の創出などの実現に向けた取組を行います。

3 見直しの基本的な考え方

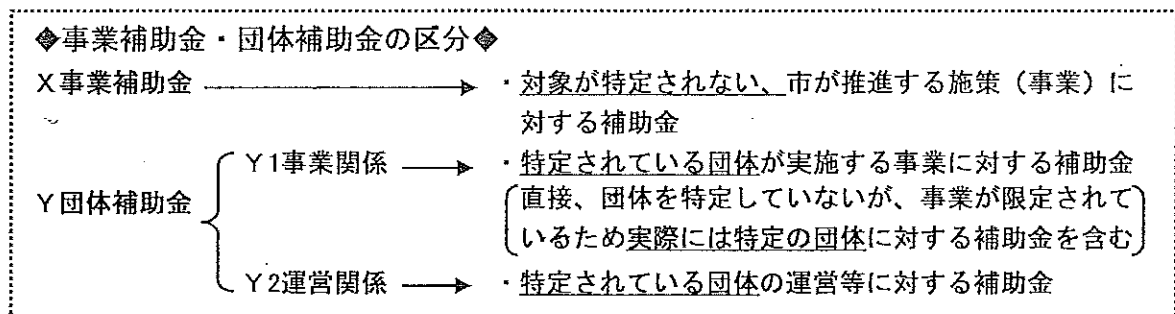
すべての補助金等を、市民の目線に立ち、公平性及び公益性の観点から評価・分類し“よりよい補助制度（＝時代に対応した広く市民一般の利益となる事業を助成するシステム）”を確立する。



4 既存の補助金の見直しについて

(1) 現状の補助金の定義付け

要綱の名称や一般的な概念にとらわれず、「事業金補助」と「団体金補助」の区分を、受益者となる対象が特定されるか否かを基本とし、以下のように定義付ける。



\*各課においては、以下に示す手順に基づき、所管する補助金の見直しを行う。

(2)見直しの手順

平成19年度予算に計上されている補助金（交付金を含む。）を、市民の目線に立ち、公平性及び公益性の判断基準に基づき、aからdまでのグループに分類する。補助金以外で対象とすべき経費（負担金等）がある場合は、適宜見直しを行うこと。

①分類作業

分類は、『補助金分類判断シート』（6頁参照）を作成することにより区分する。

②判断基準

分類はIからIIIまでの3段階を経て行き、各判断基準の概要は以下のとおりです。各判断の基礎資料として、平成19年度予算編成において作成した『団体補助金点検シート』（7頁参照）を再度整備し、活用すること。

【分類I】「対象特定の有無による公平性」

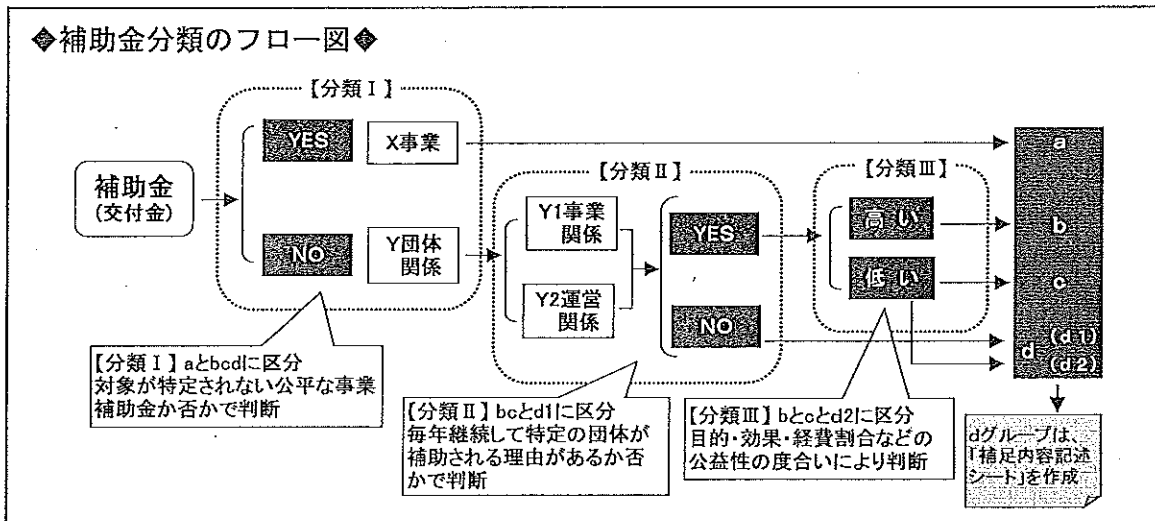
対象を特定しない事業補助金 a かそれ以外の団体補助金 b c d かを区分⇒ a が確定、b c d は分類IIへ

【分類II】「特定の団体が継続的に補助される理由の有無」

団体補助金のうち、継続して補助される客観的な理由がある補助金 b c と、ない補助金 d 1 に区分⇒ d 1 が確定、b c は分類IIIへ

【分類III】「広く住民福祉の向上と利益を増進する事業の実施状況」

目的・効果の妥当性、効果の範囲及び実効性、経費の適正度、発展性・普遍性の4つの公益性の観点から区分⇒合計点数で分類  
20点満点で15点以上 b、10～14点 c、9点以下 d 2 となる。



③分類グループ

a グループ	対象(受益者)が特定されない、市の施策を推進するための事業補助金
b c グループ	対象(受益者)が特定されているが、継続して補助される客観的な理由がある団体への補助金のうち、公益性の度合いが高いものがb、低いものがc
d グループ (d1、d2)	対象(受益者)が特定されているが、継続して補助される客観的な理由がない(低い)団体への補助金(=d1) 対象(受益者)が特定されているが、継続して補助される客観的な理由がある団体への補助金で、公益性の度合いが低いもの(=d2)

④「補足内容記述シート」

分類の結果、公平性及び公益性の度合いが低いdグループとなった補助金は、別途「補足内容記述シート」（9頁参照）を作成し、必要性や勘案すべき特記事項とともに、平成20年度予算に向けた取組を記載する。

(3)見直しの方向性

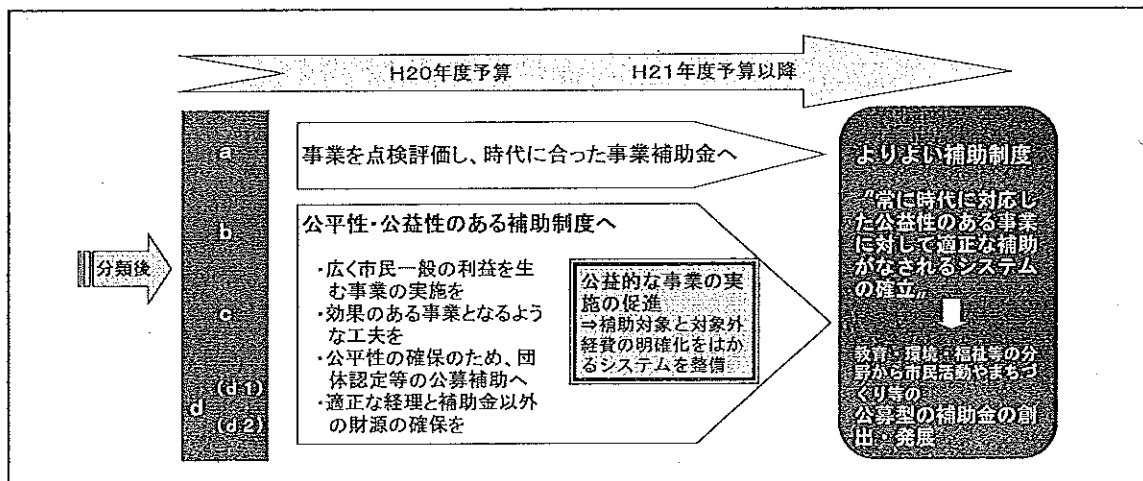
分類後のグループに関わらず、すべての補助金について、よりよい補助制度を目指し積極的な見直しを行うことを基本とする。

①グループ別の見直しの方向性

グループごとの平成20年度予算及びそれ以降の見直し等の取組は以下のとおりとする。

◆20年度以降のグループ別取り組み事項◆

区分	見直しの基本的な内容	具体的な取組事項
aグループ	事業効果をはかり（評価し）、時限化の措置や補助額（率）の適正化等に取り組む。	「事務事業評価」を活用し、時代との適合性や目的の達成度、費用対効果などをはかり、特に長年継続している補助金は再考し、左記の事項に取り組むこと。
bグループ	自立化を含め、事業効果を上げる工夫等により、さらに公益性の度合いを高める。	広く市民一般の利益を対象にした事業が補助対象経費となる仕組みをつくるため、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分するシステムを整備し、公益事業の実施度合いと補助額の適正化をはかる。
cグループ	広く市民一般を対象とする事業の実施割合を増やすことに努め、公益性の度合いを高める。	
dグループ		
(d1)	20年度予算に向けて、広く市民一般を対象とする事業の実施に努めるとともに、団体補助への公平性が確保される補助制度へ切り替える。	「補足内容記述シート」に記載した20年度予算に向けての取組事項を達成し、公平性・公益性の確保に早急に取り組む。
(d2)	20年度予算に向けて、早急に広く市民一般を対象とする事業の実施及び割合を増やすことに努める。	公益的な事業実施を基本とする公募型の（団体）認定補助への切替え等を行う。



(4)見直しの内容の決定

「補助金等見直し基準」を基本に、担当課において、補助金の点検と分類を行い、「補助金等見直し(〇〇課案)」を作成する。

その内容について、「補助金等見直しヒアリング」を実施し、その結果を『政策推進会議』に報告した後、最終の「補助金等の見直し」の内容を決定する。

## 5 新たな補助金に対する考え方

公平性及び公益性を確保する観点から、新たな団体等に対する補助金の交付は、公募型の事業補助制度へのシフトを基本に、以下の事項に取り組む。

### (1) 新たな団体補助制度は原則設けない

特定の団体に継続して交付される新たな団体補助制度は設けないことを基本とする。やむを得ず必要な場合は、『補助金分類判断基準シート』において、bグループに該当することを要件とする。

### (2) 公募型の事業補助制度において団体等を認定していく

対象を特定せず、公募した団体の事業（活動）内容を評価することにより、補助団体を認定し、事業に見合った補助を行う公募型の補助制度を創設する。

#### ① 分野・テーマ別の公募型補助金

環境や社会教育、福祉等の市が推進する施策における分野やテーマを特定し、事業を公募する補助制度の創設に取り組み、同一目的の既存の団体補助金等の整理統合を図る。

#### ② テーマ等を特定しないまちづくりなどの市民提案型の公募型補助金

テーマを特定せず、広く市民団体からの提案に基づく事業や活動を公募し認定する補助制度の創設につなげ、市民との協働によるまちづくりを推進する。

## 6 よりよい補助制度を目指して

委員会の提言は、「時代に対応した広く市民一般の利益となる事業に対して助成する補助制度」の確立に向けた基準を示したものであり、その達成に向け、その他の提言として、以下の項目を示します。

### (1) 見直しの周期

常に、見直しを行うことを基本とするが、全庁的な取組（見直しヒアリング）等を一定の期間（3年毎ぐらい）において実施することが効果的であると考える。

### (2) 補助額の適正化

公益的な事業の実施経費を基本とする補助対象経費を確定することにより、実施する事業費の多寡や内容に応じて補助額が決定されるシステムの整備に努める。

### (3) 公募型補助金の活性化

今後は、公募方式による事業補助制度を推進していくことを基本とするが、応募する団体が偏ったり、少ない状況にならないような注意と工夫を施すことが重要であると考える。

### (4) 市民との協力

市民と行政が連携した第三者機関を設置し、既存補助金の見直しや新規補助金の交付等に係る仕組みづくりを協力して行っていくことが、今後、必要であると考える。

目指すべき“よりよい補助制度”は、一足飛びに達成できるものではなく、継続した取組が何より重要であることは言うまでもありません。

そして、もうひとつ大切なことは、取組を続ける中で、市民の目線と行政の目線を同じくし、茨木市の将来のために共に改革する気持ちを共有することであり、補助制度の見直しは、市民と行政の信頼と協力関係を深め、「協働」への確かな一歩へとつながる重要な取組であると考えます。

【様式1】

補助金分類判断基準シート

補助金名称 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_

担当課 \_\_\_\_\_

該当する項目の  をクリックすると  
 チェックマーク  が表示されます。

【分類Ⅰ】 “誰でも申請等ができる公平な事業補助制度かどうか？”

1. 「対象特定の有無による公平性」

(1) 対象（受益者）が特定されていない事業補助制度である。

① Yes  ⇒ **a** [記入終了]  
 ② No  ⇒ bcd [次へ]

【分類Ⅱ】 “毎年その団体が補助される客観的な理由があるかどうか？”

1. 「特定の団体が継続的に補助される理由の有無」

(1) 法令等により活動や存在が奨励されていることや、公益的な事業の実施において市を補完しており他に同様な団体が存在していない。

① Yes  ⇒ bc [次へ]  
 ② No  ⇒ d1 [補足内容記述シートへ]

7頁の『団体補助金点検シート』  
 を再整備し、市民の目線にたった  
 客観的な評価を！！

【分類Ⅲ】 “広く市民一般を対象とした事業を行い効果を生んでいる補助金かどうか？”

1. 「目的・効果の妥当性」

- (1) 市の推進する施策と整合がとれている。
- (2) 社会経済情勢及び市民ニーズに合致している。
- (3) 多くの市民に共感を得られる社会的貢献度がある。

点

2. 「効果の範囲及び実効性」

- (1) 会員や特定の地域への利益貢献に留まらず、市民一般を広く対象としている。
- (2) 事業の結果が、補助金に見合う以上の市民福祉に役立つ効果を生んでいる。
- (3) 市が直接実施するより効果が高い。

点

3. 「経費の適正度」

- (1) 市民福祉の向上をはかる事業の実施割合が高い。[概ね50%以上]
- (2) 会費等の自主財源が有り、補助金の依存割合が低い。[概ね30%以下]
- (3) 必要以上（補助金額以上）に繰越金が生じていない。

点

4. 「発展性、普遍性」

- (1) 事業の見直し等の工夫がみられ、市民福祉の向上につながる発展性がある。
- (2) 社会保障や歴史的価値等を維持するうえで必要である。
- (3) 民間等に競合する実施主体がない。

点

合計  点

(イ)上記の各判断基準について5点満点とし、合計20点満点とする。

(ロ)各判断基準の(1)から(3)の項目の該当数によって、以下のように配点する。

3項目該当すれば	5点
2項目該当すれば	3点
1項目該当すれば	1点
該当項目なし	0点

合計欄の赤字のセルのみ演算式が入っています。他のセルはチェック数に応じた点数を入力してください。

(ハ)各判断基準の合計点数により、以下のグループに分類する。

① 15点以上  ⇒ **b** [記入終了]  
 ② 10点以上14点以下  ⇒ **c** [記入終了]  
 ③ 9点以下  ⇒ **d2** [補足内容記述シートへ]



[様式2]

団体補助金点検シート

担当課： ○○○○課

1. 補助金名称・団体・目的等

① 補助金名称	◇◇◇◇団体補助金
② 団体名	◇◇◇◇連合会
③ 代表者名	△△長 ○○ ○○○

④ 団体の活動目的  
○○な現状を改善し、◇◇の推進と啓発を図るため。

2. 決算の状況 <H18年度決算>

① 収入決算額		3,000,000 円	《決算額における補助金等の占める状況》	
a 補助金(市から)	400,000 円		④ 補助金依存度	a/①*100 13.3 %
a1うち事業補助金	100,000 円		⑤ 事業補助金依存度	a1/①*100 3.3 %
a2うち団体運営補助金	300,000 円		⑥ 団体運営補助金依存度	a2/①*100 10.0 %
b 補助金(市以外から)	600,000 円			
c 会費収入	1,500,000 円		⑦ 会費収入割合	c/①*100 50.0 %
d 前年度からの繰越金	300,000 円		⑧ 繰越金割合	d/①*100 10.0 %
② 支出決算額		2,600,000 円		
e 事業対象経費	600,000 円		⑨ 事業経費割合	e/②*100 23.1 %
f 団体運営経費	2,000,000 円		⑩ 団体運営費割合	f/②*100 76.9 %
③ 次年度への繰越額		400,000 円		

3. 事務処理の状況 内容がわかるようにしておくこと。

- ア 全て団体で行っている
- イ 一部を市の職員が行っている
- ウ 大部分を市の職員が行っている

赤字のセルには演算式が入っているので記入し

該当項目をクリック!!

4. 市から補助金以外に物品提供や金銭的援助(施設使用料の減免措置等)を受けているか

- ア 受けていない
  - イ 受けている(一般市民対象の事業を行う場合に限り受けている)
  - ウ 受けている(イ以外にも受けている)
- ウに該当する場合の内容

総会や定例会議などを行う際に、会議室使用料の減免を受けている。(〇割減免)

5. 補助金の用途等の経理状況

- ア 用途を明確にできる(領収書・帳簿等が整備されている)
  - イ 用途を明確にできない
- イに該当する場合の理由

6. 補助金で行う事業が社会に貢献しているか

- ア 広く一般市民に貢献している
- イ 特定の地域や一定の要件にあてはまる住民に貢献している
- ウ 会員やその家族等の範囲への利益にとどまっている

市民の目線にたった、客観的な評価を!!

7. 現状の評価

- |                                    |                                     |                                     |                     |                                     |                                     |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                                    | yes                                 | no                                  |                     | yes                                 | no                                  |
| ア 自主自立が可能である                       | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | エ 類似した活動団体との統合が望ましい | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            |
| イ 事業目的が既に達成されている                   | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | オ 行政を補完する施策上必要である   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            |
| ウ 3年以上継続して補助を受けている(昭和(平成) 10 年度から) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | カ 補助金以上の事業実績・効果がある  | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> |

8. その他特記事項 <事業補助切り替えへの可否や課題、事業効果を上げるために団体に取り組んでいる工夫など>

活動が○○な範囲に限定されており、近年、活動範囲の拡大や事業の拡充などが見られない状況にある。補助期間も8年となり、会費収入も多いことから自立に向けて、運営補助の廃止及び事業補助への切り替えを検討するべきである。

9. 参考資料として、補助要綱及び18年度収支報告書等の活動内容がわかる書類を添付すること  
上記の「②支出決算額e事業対象経費」の具体的な内容がわかるように資料を整備すること。

## ◆団体補助金点検シートの記載要領◆

a 以外のすべての団体補助を対象とし、18年度の運営状況を記入することを基本とします。別紙（7頁）の記載例と以下の記載要領を参考に作成してください。

### 1 補助金名称・団体・目的等

- ・④は、補助要綱や規約等で定められている内容を簡潔に記入すること。

### 2 決算の状況〈H18年度決算〉

- ・a1事業補助金とは、広く市民一般を対象とした団体の事業計画に基づく経費に対する補助金である。（講演会や啓発冊子の作成に要する経費 etc.）

- ・a2団体運営補助金は、団体の維持経費に対する補助金である。

（定例的な会議に係る経費や物品の購入、光熱水費、役員手当 etc.）

- ・bは、国や都道府県からの補助金であり、企業等からの寄附は除く。

- ・e事業対象経費、f団体運営経費の対象は、上記a1a2に準じており、広く市民一般に対する事業実施経費はe、それ以外の団体内部のための経費はfとする。

なお、どちらにも区分し難い経費がある場合は、efの合計が②支出決算額とならない。

- \* 区分した経費の内容がわかるようにしておくこと。特にe事業対象経費については、具体的な項目がわかるように資料として添付すること。

### 3 事務処理の状況

- ・イウの判断は、概ね50%とし、50%未満はイ、50%以上はウとする。

### 6 補助金で行う事業が社会に貢献しているか

- ・アに該当する例は、広く市民の参加を募り行う事業や研究等活動の成果として発行した印刷物等が市民生活に役立つ場合などとする。

### 7 現状の評価

- ・一般市民の目線に立った客観的な評価を基本とする。

[様式3]

dグループ補助金の補足内容記述シート

dグループに該当する場合は、このシートを作成すること!!

補助金名称 \_\_\_\_\_

担当課 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

当該補助金は、

該当する項目にチェックを入れるとともに、特記事項が必要な項目は必ず記載すること!!

該当する項目の  をクリックするとチェックマーク  が表示されます。

d1

「毎年継続して特定の団体が補助される理由がない(低い)団体補助金」であるが

d2

「広く市民一般を対象とした事業を実施し効果を生みだしている度合いが低い補助金」であるが

- (1) 市が特に重点的に推進している事業に該当する。
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズに合致しないが、長期的な視野から将来のまちづくりに必要である。
- (3) 最低限の社会保障や歴史的価値等を維持するうえで必要である。
- (4) 公益的な事業の実施割合が低いことや、経費に対する補助金の割合が高いことなどにおいて、合理的な理由がある。

(5) その他

以上の事項が該当するため、平成20年度予算に向けて次のような取り組みを行う。

団体補助要綱を廃止し、一定の公益的な事業を行う団体を認定する公募型の補助制度を創出し、公平性の確保に努める。また、21年度以降は、公益的な事業の実施割合を高めることにつながる事業補助制度にシフトすることにより、団体の活性化と育成を図る。